

# 国立国語研究所共同研究員取扱規程

平成21年10月 1日  
国語研規程第43号  
改正 平成22年10月20日  
改正 平成24年 4月20日  
改正 平成28年 3月23日  
改正 平成28年 7月27日

## (趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構共同研究員規程（人間文化研究機構規程第63号）第10条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）における共同研究員の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委嘱等)

第2条 共同研究員は、所長が決定し、委嘱する。

2 共同研究員は、参加する共同研究の代表者が作成した研究計画に基づき、共同研究を行う。

3 共同研究において、共同研究員の出張が必要となった場合、所長から共同研究員へ出張依頼を行う。

## (施設等の利用)

第3条 共同研究員は、当該共同研究のために、研究所の施設、設備及び文献等を利用することができる。

## (知的財産等の取扱い)

第4条 共同研究における知的財産等の取扱いは、人間文化研究機構及び研究所の規程その他の定めによるものとする。

## (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、共同研究員の受入れに関し必要な事項は、連絡調整会議の議を経て、所長が決定する。

### 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成28年3月23日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。